

## 各注意事項等

- 1 配置予定技術者調書記入時の留意事項
- 2 技術者の専任を要する工事における入札への参加制限の緩和について
- 3 電子入札に当たっての注意事項

## 配置予定技術者調書記入時の留意事項

- 1 入札参加申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、契約時点において、すべての条件を満足している候補技術者（以下「候補技術者」という。）が1名以上確保されていること。また、複数の工事の入札参加を重複して申請するときは、すべての工事を落札した場合でも各工事に配置できるだけの候補技術者が確保されていることが必要。

入札参加申請後、候補技術者が確保できないこととなった場合は、入札書提出締切日時までに発注者に対し、入札辞退届を提出すること。また、同一の技術者で複数の工事の入札に参加申請できるが、入札書提出から落札決定までの期間が重複する場合は、入札書を提出する工事以外の工事については、必ず入札辞退届を提出すること。

（入札書提出締切後は受付けない。）

入札辞退届を提出することなく、落札（予定）者となり、配置予定技術者を配置することができない場合（病気、死亡、退職等やむを得ない場合を除く。）は、福知山市指名競争入札参加者指名停止取扱要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。

配置予定技術者調書に記載された技術者は、当該工事の請負金額によらず、契約日から当該工事に専任できるものとし、他工事との重複及び営業所専任技術者の配置は認めない。ただし、請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満はこの限りでない。

また、施工に当たって、配置予定技術者が変更できるのは、死亡、病休、退職等の極めて特別な場合に限る。

- 2 配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。なお、恒常的な雇用関係とは、入札参加資格申請の日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。
- 3 資格は、工事に必要な資格で、技術者が保有している資格を記入すること。
- 4 資格者証番号は、記入した資格の資格者証番号（合格証明書番号、認定書番号等）及び取得年次を記入すること。
- 5 実務経験による技術者は、資格・資格者証番号欄に、最終学歴及び実務経験年数を記入すること。
- 6 虚偽の記載をしたことが判明した場合は、福知山市指名競争入札参加者指名停止取扱要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- 7 落札者は、配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- 8 配置予定技術者の確認は、落札者決定後にCORINS等により行うが、配置予定の（監理）技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、申請書の差替えは認められない。

- 9 技術者の配置については、専任配置を徹底するとともに、福知山市ホームページ（<https://www.city.fukuchiyama.lg.jp/site/nyusatsukeiyaku/15462.html>）に掲載されている「建設工事における技術者等の配置について」、「建設工事における技術者等の兼任条件について」、「技術者の専任を要する工事における入札への参加制限の緩和について」、「入札参加に当たっての留意事項」を遵守すること。

附 則

この留意事項は、平成 28 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この留意事項は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

# 技術者の専任を要する工事における入札への参加制限の緩和について

【平成28年6月1日以降】  
一部改正 令和7年4月1日

福知山市発注工事では、これまで、技術者の専任が必要となる4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)以上の工事は、**入札参加申請時点で、すべての配置予定技術者の資格・雇用関係等を審査しておりましたが、落札決定後、配置する技術者のみ資格・雇用関係等を審査**することとします。落札業者は、速やかに配置技術者の資格等確認書類を提出してください。

※詳細には、「建設工事における技術者等の配置について」の[第2 一般競争入札における配置予定技術者]をご確認ください。

|                 | 入札参加申請                                                                                                                                              | 審査結果通知 | 入札                                                  | 落札決定                                                                                                                                                                                              | 契約                           |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 令和7年<br>3月31日以前 | <p>・入札参加資格確認申請書及び配置予定技術者調書を審査</p> <p>①建設業者としての資格要件を確認</p> <p>②技術者の資格要件及び専任要件を確認</p> <p>※<b>契約時点で</b>、すべての要件を満足している技術者が1名以上確保されていない場合は入札参加できません。</p> |        | <p>※通知後、配置予定技術者が確保できなかった場合は、入札書提出までに入札辞退してください。</p> | <p>・契約前に「主任技術者及び現場代理人届」を審査</p> <p>①配置予定技術者調書に記載されている技術者が確認</p> <p>②配置技術者が資格要件・専任要件を満足しているか再確認</p> <p>上記①及び②を満足していない場合は、契約を締結せず、違約金の徴収や指名停止等の措置を行うことがあります。</p>                                     | <p>契約後は他工事との重複 <b>不可</b></p> |
| 令和7年<br>4月1日以降  | <p>・入札参加資格確認申請書及び配置予定技術者調書を審査</p> <p>①建設業者としての資格要件を確認</p> <p>※<b>契約時点で</b>、すべての要件を満足している技術者が1名以上確保されていない場合は入札参加できません。</p>                           |        | <p>変更なし</p>                                         | <p>・<u>落札決定後に、資格資料を確認</u></p> <p>・契約前に「主任技術者及び現場代理人届」を審査</p> <p>①配置予定技術者調書に記載されている技術者が確認</p> <p>②配置技術者が資格要件・専任要件を満足しているか確認</p> <p><b>上記①及び②を満足していない場合は、契約を締結せず、違約金の徴収や指名停止等の措置を行うことがあります。</b></p> | <p>契約後は他工事との重複 <b>不可</b></p> |

## 【重複申請する際の留意点】

・入札書提出まではどの時点でも入札を辞退できますが、入札書提出後は、従来どおり、入札を辞退することはできません。入札書提出から落札決定までの期間が重複する複数の工事に重複申請する場合、入札書を提出する工事以外の工事については、必ず入札書提出前に電子入札システムにより、入札を辞退して下さい。

・誤って複数の工事を同一1名の配置予定技術者で落札した場合、建設業法の規定により、契約を締結できません。また、配置技術者の変更は一切認められません。

**・落札決定後、契約前に「主任技術者及び現場代理人届」を提出いただき、配置技術者の資格等を確認します。この時点で、配置技術者の他工事との重複や資格がないことが判明した場合、契約を締結せず、違約金の徴収や指名停止等の措置を行うことがありますので、十分ご留意下さい。**

## 同一1名の配置予定技術者の入札条件について

入札書提出期限(入札書(紙))を提出する場合は、入札書提出までから落札決定までの間  
が重なる複数の工事において、配置予定技術者調書に同一1名の技術者を記載して重複申  
請することはできるが、重複して入札書を提出することはできない。また、入札書提出後に辞  
退することもできない。

|    |                                                |                          |
|----|------------------------------------------------|--------------------------|
| 凡例 | ◇:入札参加資格確認申請<br>△:入札書提出<br>▼:入札書提出期限<br>×:入札辞退 | ●:落札<br>■:落札せず<br>A:技術者A |
|----|------------------------------------------------|--------------------------|

| パターン(例)                                                         | 備考                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| ① 工事1 ◇ — <sup>A</sup> △ —> ●<br>工事2 ◇ — <sup>A</sup> × —▼      | 工事1を落札した場合<br>→工事2は入札書提出期限までに入札辞退する                                            |
| ② 工事1 ◇ — <sup>A</sup> △ —> ■<br>工事2 ◇ — <sup>A</sup> △ —> ●    | 工事1を落札しなかった場合<br>→工事2の入札書を提出する                                                 |
| ③ 工事1 ◇ — <sup>A</sup> △ —> ●<br>工事2 ◇ — <sup>A</sup> × —▼      | 工事1の入札書を提出した場合<br>→工事2は入札書提出期限までに入札辞退する                                        |
| ④ 工事1 ◇ — <sup>A</sup> ×<br>工事2 ◇ — <sup>A</sup> △ —> ●         | 工事2の入札書を提出する場合<br>→工事1は入札書提出期限までに入札辞退する                                        |
| ⑤ 工事1 ◇ — <sup>A</sup> △ —> ●<br>工事2 ◇ — <sup>A</sup> × —▼      | 工事1の落札決定が延び、工事2の入札書提出期限を越えた場合<br>→工事2は入札書提出期限までに入札辞退する                         |
| ⑥ 工事1 ◇ — <sup>A</sup> △ —><br>工事2 ◇ — <sup>A</sup> △ —> × —▼   | 工事1と工事2両方に入札書を提出し、落札決定前に<br>工事2の辞退を申し出た場合<br><b>→指名停止等のペナルティの対象となる</b>         |
| ⑦ 工事1 ◇ — <sup>A</sup> △ —> ■<br>工事2 ◇ — <sup>A</sup> △ —> ■    | 工事1と工事2両方に入札書を提出し、両方落札しなかった場合<br><b>→指名停止等のペナルティの対象となる</b>                     |
| ⑧ 工事1 ◇ — <sup>A</sup> △ —> ●<br>工事2 ◇ — <sup>A</sup> △ —> × —▼ | 工事1と工事2両方に入札書を提出し、工事1を落札後、<br>工事2の落札決定前に辞退を申し出た場合<br><b>→指名停止等のペナルティの対象となる</b> |
| ⑨ 工事1 ◇ — <sup>A</sup> △ —> ●<br>工事2 ◇ — <sup>A</sup> △ —> ■    | 工事1と工事2両方に入札書を提出し、工事1を落札後、<br>工事2を落札しなかった場合<br><b>→指名停止等のペナルティの対象となる</b>       |
| ⑩ 工事1 ◇ — <sup>A</sup> △ —> ●<br>工事2 ◇ — <sup>A</sup> △ —> ●    | 工事1と工事2両方に入札書を提出し、両方を落札した場合<br><b>→指名停止等のペナルティの対象となる</b>                       |

## 電子入札に当たっての注意事項

### ○最低制限価格（工事）に係る改正について

最低制限価格の算出方法については、令和 4 年 3 月改正の国における低入札価格調査基準を参考として設定する。

### ○工事費内訳書の作成について

#### 1. 内訳書の記載内容等は、次に掲げるものとする。

- ① 様式は任意とするが、内訳の項目は閲覧設計図書の工事費内訳等の項目に一致するものとする。
- ② 内訳項目の範囲は、「明細書」以上（建築一式工事等では、「細目別内訳」以上）の項目とする。
- ③ 内訳書の表紙には、工事番号、工事名、工事場所、住所、氏名を記載する。
- ④ 内訳書の合計金額は、入札書に記載する金額と一致するものとする。
- ⑤ 閲覧設計書の数量は参考としてあげているものであるため、内訳書と一致する必要はない。ただし、計上しない項目がある場合も数量 0 として内訳書に必ずあげるものとする。また、積算上必要な場合は、項目を追加してもかまわない。
- ⑥ 値引きなどのマイナス表示は記載しないものとする。ただし、スクラップ控除等のマイナス計上する場合又は入札書記載金額と一致させるために千円未満の端数処理をする場合を除く。

#### 2. 次の事項に該当するとき、当該入札者は失格とする。

- ① 内訳書の全部又は一部が提示されていない
- ② 当該工事の内訳書であることが特定できない
- ③ 内訳項目の範囲が指示された項目を満たしていない
- ④ 提出業者名に誤りがある
- ⑤ 他の入札参加業者の様式を使用していることが明らかである
- ⑥ 内訳書の合計金額が入札金額と異なる
- ⑦ 値引きなどマイナス表示が記載されている。ただし、スクラップ控除等のマイナス計上する場合又は入札書記載金額と一致させるために千円未満の端数処理をする場合を除く。
- ⑧ その他内訳書不備に該当する事項がある

#### 3. その他については福知山市公共工事等電子入札運用基準及び工事費内訳書確認事務取扱要領による。

### ○「入札閲覧設計図書に関する質問書及び回答書」の取扱いについて

#### 1. 質問事項がある場合は、「入札閲覧図書に関する質問書」（福知山市オフィシャルホームページ しごとの情 ー入札・契約 ー各種 様式・情報 で様式をダウンロードできます）にわかりやすく記入してください。

#### 2. 提出方法

- ① 電子メール（メールアドレス：[keiyaku@city.fukuchiyama.lg.jp](mailto:keiyaku@city.fukuchiyama.lg.jp)）※質問書は PDF にしない
- ② ファックス（ファックス番号： 0773-23-6537）

※1 できる限り電子メールでお願いします。電子メールで提出の場合は、送信した旨を契約監理課（0773-24-7043）まで電話してください。 ※2 持参による提出も可能です。

#### 3. 提出期限は入札開始日の 2 日前の平日午後 5 時まで。

#### 4. 回答は京都府電子入札公開システムの案件ページ内、添付資料に追加して掲載させていただきます。